

すべての指定居宅介護支援事業所が作成

特定事業所集中減算について 【令和7年度】

I 特定事業所集中減算

毎年度2回、判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護(★以下訪問介護サービス等という。)のそれぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がない場合は、当該居宅介護支援事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて、1月につき200単位/件が所定単位数から減算されます。

根拠:指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年老企第 36 号)指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(費用算定基準)

II 減算の要件

(1)判定期間と減算適用期間

	判 定 期 間	減算適用期間	提出期限
前期	3月1日から8月末日	10月1日から3月末日	令和7年 9月16日
後期	9月1日から2月末日	4月1日から9月末日	令和8年 3月16日

(2)減算の要件

判定期間に作成された居宅サービス計画について、訪問介護サービス等のそれぞれのサービスにおいて、もっとも多く居宅サービス計画に位置づけられている法人を「紹介率最高法人」といい、紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が以下の計算式で80%を超えた場合に、減算が適用されます。

計算式

(例)訪問介護の場合

訪問介護にかかる紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 訪問介護を位置づけた計画数

(3) 正当な理由

上記計算式で判定した割合が 80%を超えた場合は、特定事業所集中減算を適用する。正当な理由がある場合は、その理由を個別に判断するので報告様式に記入して報告すること。下記【正当な理由について】の①～④(通所介護と地域密着型通所介護は①～④および⑥)に該当する場合は、正当な理由があるとして減算対象外とします。

原則これら以外の理由は認めませんが、その他の理由により 80%を超える場合は、あらかじめ必要な書類(⑤を参照)を添えて期日までに申し出てください。

【正当な理由について】

以下の点について個別の状況に応じて判断する。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合
 - ・通常の事業の実施地域は、毎年度4月1日時点で設定している地域とする。(4月2日以降に新規指定された事業所は、指定日時点で設定している地域とする。)
 - ・事業所数は、判定期間初日時点(前期:4月1日、後期:9月1日)の数で判断する。
 - ・無条件で認めるのではなく、事業所が設定した事業実施地域が適正であるか、事業所のサービス提供の実態とかけ離れていないかを個別に判断する。

(例)訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合
訪問介護について80%を超えて紹介率最高法人を位置づけた場合でも減算は適用されないが、通所介護については80%を超えた場合減算が適用される。

(例)訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて80%を超えた場合でも減算は適用されない。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
 - ・当該居宅介護支援事業所が「県内における特別地域加算の対象地域」に所在する場合。(近江八幡市の場合は沖島が該当)
- ③ 事業所が小規模である場合
 - ・判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- ④ サービスの利用が少数である場合
 - ・判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

(例)訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について80%を超えて紹介率最高法人を位置づけた場合でも減算は適用されないが、通所介護については80%を超えた場合減算が適用される。

⑤ その他正当な理由と市長が認めた場合

・やむを得ず80%を超えると見込まれる場合には、あらかじめ市介護保険課に必要書類を添えて申し出ること。

・ヒアリング等による確認により総合的に判断します。

※提出する書類:

(1) 様式1 「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」

(2) 様式2 「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」

(※紹介率が80%超サービスのみ)

(3) 様式3 「居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算に関する「その他正当な理由」の申出について」

《通所介護と地域密着型通所介護のみ》

⑥ 通所介護と地域密着型通所介護を区分せず従来どおり算定すると80%を超えない場合

・根拠となる算定結果を添付すること。

【参考】

・特定事業所集中減算における「通所介護・地域密着型通所介護」の取扱いについて

平成 28 年 5 月 30 日付厚生労働省老健局振興課Q&A

(問) 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いは可能か。

(回答)平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について、特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護(以下「通所介護等」という。)のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか、または、双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

平成 30 年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(平成 30 年 3 月 23 日)

(問) 平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて」(介護保険最新情報 Vol.553)において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。

(回答) 貴見のとおりである。

Ⅲ 書類の作成および市への報告について

すべての居宅介護支援事業所は、(1)により各様式を作成し、(2)により該当する様式を介護保険課へ提出ください。なお、この報告にかかる書類、関係資料等は、必ず5年間は保存ください。

(1)作成する様式

- ① (様式1)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算報告様式」
- ② (様式2)「居宅介護支援費にかかる特定事業所集中減算判定様式」
- ③ 作業様式

※ 各様式は、近江八幡市ホームページに掲載します。

※ 作業様式で、月ごとに給付管理を行った利用者の利用事業者を整理し、その結果を様式1、様式2に記入すること。

(2)提出する様式

判定		提出様式
紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画の割合が80%を	超えていない場合	・様式1
	超えている場合	・様式1 ・様式2

(3)提出期限および提出先等

下記まで提出先まで1部提出ください。(郵送・メール可)

① 提出期限

前期分:令和 7年 9月16日(火)【必着】

後期分:令和 8年 3月16日(月)【必着】

② 提出・問い合わせ先

〒523-0082 滋賀県近江八幡市土田町 1313 番地 ひまわり館 1 階

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課

TEL :0748-33-3511 FAX :0748-31-2037

E-mail :010804@city.omihachiman.lg.jp